

第 1 章

韓国における高齢者と社会保障

金 早 雪

要約：韓国では、急速な高度成長による社会的変化を背景に、1970年代に高齢化や老人福祉が「社会問題」として認識されるようになったが、高齢者福祉政策が具体化するのには老人福祉法(1981年制定)以降である。その後、1990年代半ばからの福祉改革によって、普遍的セーフティネットと最低生活保障制度への改編が進んでいる。ただし高齢者福祉では、成長との調和(雇用促進)のほか、伝統的「敬老孝親」の奨励(家族制度維持)がとりわけ重視されている。批判的老年学の視点からこうした特徴を明らかにするため、本章では、まず1.で韓国の高齢化過程とその特徴、老人福祉/老年学の研究動向そして高齢者福祉政策をまず概観する。次いで2.で、社会保障政策(雇用促進、所得保障、福祉サービス)について整理し、最後に3.で生活実態を明らかにする。

キーワード： 少子高齢化、敬老孝親、老人福祉法(1982年)、生活保障政策、施設福祉から在宅福祉へ、低出産高齢社会

はじめに

本章では、韓国における高齢者福祉政策について、批判的老年学を念頭において(Estes [2001], Walker [2006], 序章参照)、社会構造・問題としての高齢化/高齢者福祉のありようを考察する。1.で韓国の高齢化過程とその特徴、老人福祉/老年学の研究動向そして高齢者福祉政策をまず概観する。次いで2.で、社会保障政策(雇用促進、所得保障、福祉サービス)について整理し、最後に3.で生活実態を明らかにする。

て、急成長による 10 年サイクルの人口・社会構造の急変と、1980 年代まで政策の著しい遅れがある。

すなわち、韓国の世代構成は、1930 年代以前生まれの超高齢者（植民地世代）、日本語教育を受けず反共ナショナリズムのもとで育ち高齢者となったハングル世代（40 年代生まれ）、働き盛りとなった朝鮮戦争後のベビーブーマー（54～63 年生まれ）、IT 時代の市民運動・福祉改革を担い 40 代にさしかかった「386 世代」（60 年代前後生まれ）、IMF 経済危機時代に労働市場に参入した 30 代（70 年～80 代生まれ）¹である。どの世代も、政治（独立 - 分断 - 戦争 - 開発独裁）、経済（極貧 - 急成長と総中流化 - 雇用不安）、社会（核家族化、高学歴化、ジェンダー主流化など）の何らかの激変を実際に体験している。

世代間の葛藤はあるものの、敬老孝親の伝統を否定し難い理由は、現在の高齢者が植民地、同族戦争による国難や困窮を体験してきたことに対する素朴な国民的感情も関係する。

他方、1980 年代から社会保障・福祉政策の前進が始まったが、90 年代半ばまでの政策は概して、経済や社会・価値観の変化に追いつけない状況にあった。90 年代半ば以降に福祉政策の大転換が見られたが、以来、予想外の史上最速の少子高齢化（表 2）に直面し、福祉の必要性は国民的合意が形成されているとあってよい。（金成垣[2008]）。

表 2 高齢化の速度

	到達年度			所要年数		
	7% 高齢化	14% 高齢	20% 超高齢	7% 14%	14% 20%	計
韓国	2000	2018	2026	18	8	26
日本	1970	1994	2006	24	12	36
イギリス	1929	1976	2026	47	50	97
アメリカ	1942	2015	2036	73	21	94
フランス	1864	1979	2018	115	39	154

（出所）国家統計ポータル <http://www.index.go.kr/egams/default.jsp>（原出所は国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2005 年）

1.2 老年学・高齢者福祉研究

老年学は第二次大戦後に、欧米で発展し、韓国では1978年12月「韓国老年学会」の設立によって研究が本格化している。創立30周年記念論文の1つである Won and Mo[2008]は、1980年以来の同学会誌に掲載された論文161本について、時期別には(80年代27編,90年代52編,2000年代82編,他方、テーマ別には、「社会実態」62編、「社会変動・制度」と「社会問題・逸脱」34編、「社会文化」25編、「老年学研究・理論」6編に分類できるとしている。ここ十数年の発展の様子がうかがえるが、研究テーマは、実態を中心とする実証的研究が中心のようである。

高齢者も含めて福祉研究は、アメリカの社会事業学の輸入に始まるが(金成垣[2008:18-22])、1993年には「韓国社会政策学会」が創設され、年刊機関紙『韓国社会政策研究』(94年創刊)は2001年に、東アジア老人福祉政策比較や日韓扶養義務制度などを掲載し、年金改革論議が起った2004年には諸外国を含めた国民制度を取り上げている(尹朝徳[2006:56-57])。

そのほか、韓国老人問題研究所が1975年に設立され、朴ジェガン・同所長名で96年の老人福祉法改正請願を行うなどの実績がある。

老年学/高齢者福祉の研究動向について、誰もが利用できる国立・中央図書館(第二国会図書館に相当)ホームページの蔵書検索システム²を利用して捉えてみよう。

まず英語「gerontology」で検索すると、aging や日本語の「ジェロントロジー」を冠したものも含めて(関連用語も自動検索される)、単行本/図書(書籍)として145冊(雑誌の重複所蔵を除くと実質141冊)があがってくる。そのほとんどが英語文献である。

年代別に並べ替えると、最も古いものがアメリカの The Agency / Federal Security Agency による雑誌 *Aging* (1951年)(5冊重複)、次いで *International directory of gerontology* (1969) で、1960年代以前の書物はこれらのみである。70年代書籍は8冊だが、Cowgill and Holmes[1972]以外のほとんどは、辞書やシンポジウム記録などである。80年代に入って、Davis, H. Richard [1980]に始まる35冊、そして90年代61冊,2000年以降のものが35冊である。欧米の老年学研究が、1980年代以降、特に90年代に輸入されたことがわかる。

他方、韓国語「 / 老年学」であがってくるのは、日本語からの翻

訳を含めて 43 点に過ぎない。年代別には 1980 年代 2 冊, 90 年代 13 冊, 2000 年以降 28 冊である。古い順にあげると, 成人病, 脳の老化などの解説と「(韓国)の現 50 代は特殊な世代」といった社会的考察からなるキムジョンオ[1980], 次いで 討論会冊子(大韓老人会・韓国老年学会共編[1988]), 文献目録(韓国保健社会研究院[1990]), 一般向け図書(尹キョンナムほか[1993]), そして本格的な研究書は, 韓国女性学会会長などを歴任し韓国女性政策研究院長(2008 年現在)・金兌玄氏の女性社会学的考察 [1994]に始まる。

また「老年学」に関する学位論文は, 2000 年の修士論文 6 点に始まる計 70 点で(うち博士論文 2 点), 最初の 6 点を含む 66 点が翰林大学³で出されている。

他方, 「老人福祉」での検索結果は 726 冊で(連続刊行物 1 点, 日本の法令集 1 点を含む), そのうち 605 冊が 2000 年以降のもので(2000~04 年 324, 05 年以降 281 冊), 1990 年代 102 冊, そして 1980 年代以前が 16 冊, 70 年代が森幹郎[1976]と申東恵(訳)[1979]の 2 冊である。韓国人による老人福祉研究書としては, とともに「老人福祉論」と題する金桂三[1982], 金聖順[1985]に始まる。前者は, 先進国の事例とともに, 老人福祉学を紹介・解説しつつ, 老人福祉法制定以前の韓国の状況を考察するものである。後者は, 「老年学」に触れつつ, 韓国の価値観の変化, 老人福祉法制定の背景や特徴, 「在家」(以下, 在宅)老人問題などをとりあげ, 他方で西欧型福祉社会が万能ではないことを指摘している。

1.3 高齢者福祉政策の概要

1981 年 6 月の老人福祉法が, 心身障害者福祉法とともに制定され, 第 5 共和国(1982~87 年)は社会福祉を国政課題の 1 つとした。82 年 5 月 8 日に制定された「老人憲章」⁴は, その前文で「敬老孝親」を国民の美風とし, 「1.老人は家庭において・・真摯な奉養を受けねばならず・・」などの 5 項目を謳っている。

その後, 1987 年の憲法改正で, 「第 34 条(社会保障等)」で老人福祉向上などが謳われた。(下記の下線部が新設)

すべて国民は人間らしい生活をする権利を有する。

国家は社会保障・社会福祉の増進に努力しなければならない。

国家は女子の福祉と權益の向上のために努力しなければならない。

国家は老人と青少年の福祉向上のために努力しなければならない。

身体障害者及び疾病・老齡その他の事由により生活能力のない国民は、
法律が定めるところにより国家の保護を受ける。

国家は災害を予防し、その危険から国民を保護するよう努力しなければならない。

高齡者も含めて福祉政策は、「（生，生活）の質の世界化」を掲げた金泳三政権（1993～98年）時代に動き始める。すなわち、「社会保障基本法」（94年政府発議，野党案を取り込んで95年12月制定）によって，普遍的最低生活保障を国民の権利と位置付け，社会保険，公的扶助及び老人・障害者・児童・女性等の福祉を網羅する国民福祉企画団構想（96年2月）が出された。

他方，1994年2月には，市民団体の支援を得た老夫婦が，「生活保護水準違憲確認」を求める憲法裁判を提訴している（97年5月棄却）。96年11月，市民団体が生活保護法，老人福祉法の改正請願を国会に出すなど，政府，市民ともが福祉改革に乗り出したが予算の壁に阻まれ，身を結ぶのは金大中政権の「生産的福祉宣言」（1999年6月）によってである。

こうした政策変化の概要が，老人福祉法の改正概要からたどることができる。表3に示したように，同法は1981年6月に制定され，基本方針や敬老孝親による家族制度維持は一貫しているが，89年と97年の2度の全文改正のほか2005，07年にも一部改正がなされている。

改正点で特に注目したい点は，福祉施設の分類，生業支援，老齡手当である。福祉施設は，当初は4種だが実際には，養老（国費による無料と有料の2種），療養，そして福祉会館の3種であった。89年改正で，経費負担方法に沿った細分化がなされたが⁵，住居（旧，養老），医療（旧，療養）のほか，在宅，余暇というカテゴリーが新設され，現在もこれが踏襲されている。

生業支援は，1989年改正で新設され，本格的な事業展開は後述するように別法令のもとで展開されている。

表3 老人福祉法の変遷

制定時：1981年6月	1989年12月全文改正	1997年8月全文改正	2008年現行法
<p>第1条(目的) この法は、老人の心身の健康維持及び生活安定のために必要な措置を講究することによって老人の福祉増進に寄与することを目的とする。</p>		<p>第1条(目的) この法は、老人の疾患を事前予防又は早期発見し疾患状態に沿った適切な治療・療養により心身の健康を維持し、老後の生活安定のために必要な措置を講究することによって老人の福祉増進に寄与することを目的とする。</p>	
<p>第2条(基本理念) 老人は、後孫の養育と国家及び社会の発展に寄与してきた者として尊敬され、健康で安定した生活を保障される。老人は、その能力に従って適当な仕事に従事し、社会的活動に参加する機会を保障される。老人は、老齢に伴う心身の変化を自覚し、常に心身の健康を維持し、その知識と経験を活用し、社会の発展に寄与するよう努力しなければならない。</p>			
<p>第3条(家族制度の維持・発展) 国家と国民は、敬老孝親の美風淳俗に従った健全な家族制度が維持・発展されるよう努力しなければならない。</p>			
<p>第4条(福祉増進の責任) / 1997年から(保健福祉増進の責任) 【略】</p>			
<p>その他共通条目【本文が変更されている場合を含む】:(健康診断等)(敬老優待)(敬老事業)(老人福祉相談員)(相談・入所等の措置)など</p>			
<p>(老人福祉施設)</p> <p>1. 養老施設</p> <p>2. 老人療養施設</p> <p>3. 有料養老施設</p> <p>4. 老人福祉会館</p>	<p>(老人福祉施設)</p> <p>1. 養老施設</p> <p>2. 老人療養施設</p> <p>3. 実費養老施設</p> <p>4. 実費老人療養施設</p> <p>5. 有料養老施設</p> <p>6. 有料老人療養施設</p> <p>7. 老人福祉会館</p> <p>8. 老人福祉住宅</p> <p>(老人余暇施設)</p>	<p>(老人福祉施設)</p> <p>1. 老人住居福祉施設： 養老施設，実費養老施設，有料養老施設，実費老人福祉住宅，有料老人福祉住宅</p> <p>2. 老人医療福祉施設： 老人療養施設，実費老人療養施設，有料老人療養施設，有料老人専門療養施設，老人専門病院</p> <p>3. 老人余暇福祉施設： 老人福祉会館，敬老堂，老人教室，老人休養所</p> <p>4. 在宅老人福祉施設：</p>	<p>(老人福祉施設) <2007.8改正></p> <p>1. 老人住居福祉施設： 養老施設，老人共同生活家庭，老人福祉住宅</p> <p>2. 老人医療福祉施設： 老人療養施設，老人療養共同生活家庭，老人専門病院</p> <p>3. 老人余暇福祉施設： 老人福祉館，敬老堂，老人教室，老人休養所</p> <p>4. 在宅老人福祉施設： 訪問療養サービス，昼・夜間保護サービス，短期</p>

		家庭奉仕員派遣施設，昼間保護施設， 短期保護施設	保護サービス，訪問沐浴サービス， その他のサービス
(職種の開発等)		(老人社会参与支援)	
敬老週間を5月に設定		老人の日10月2日；10月を敬老月間；父母の日5月8日；痴呆克服の日9月21日	
-	第13条(老齡手当)	第2章 敬老年金	第2章敬老年金を削除(2007年4月： 「基礎老齡年金法」制定)
-	(生業支援)		
-	(老人福祉対策委員会) < ~1999.2 削除 >		(老人実態調査) <2007.1 新設>
-	(老人再活療養事業)(地域奉仕指導員)		
-	(老人就労専門機関) <2005.7 新設>		

(出所) 大韓民国国会法律知識情報システムより筆者作成。

「老齡手当て」(1989年新設)は、生活保護受給者など低所得者への手当て規定であるが、97年改正で「敬老年金」となり、2007年4月、基礎老齡年金法の制定(後述)によって削除された。

なお、当初の「敬老週間」(5月)と、老人憲章による「老人の日」は、1997年改正で、世界の動向にあわせて10月(2日)に変更され、また従来の「母の日」を「父母の日」とし、「痴呆克服の日」が新設されている。

老人福祉法を含めて、2008年末現在、高齡者関連は8法令ある(表3)。名称別に、「老人」を冠するもの3法令(老人福祉、老人長期療養保険、障害人・老人・妊産婦等の便宜増進保障)、「高齡」3法令(低出産・高齡社会、高齡者雇用促進、高齡親和産業振興)、「老齡」1法令(基礎老齡年金)、そして「孝行」1法令(孝行奨励及び支援)である⁶。

表3 現行・高齡者福祉関連法

	全国民対象	主に高齡者対象
全 般	社会保障基本法(1995) 低出産・高齡社会基本法(2005) 孝行奨励及び支援に関する法律(2008)	老人福祉法(1981/97)
社 会 保 険 ・ 雇 用	産業災害補償保険法(1963) 医療保険法(1963/76/99年から国民健康 保険法) 医療保護法(1977/2001年から医療給付法) 国民福祉年金法(1973:施行されず)/国民 年金法(1988/96/2007) 雇用保険法(1993) 勤労者退職給付保障法(2005)	老人長期療養保険法 (2007) 高齡者雇用促進法(1991 /2008から雇用上年 齡差別禁止及び高齡者 雇用促進法)
生 計 扶 助	生活保護法(1961/81/97/99年から国 民基礎生活保障法)	基礎老齡年金法(2007)
福 祉 サ ー ビス	社会福祉事業法(1970/92/97)	障害人・老人・妊産婦等の便宜増 進保障に関する法律(1997) 高齡親和産業振興法(2006)

(出所)大韓民国国会法律知識情報システムより筆者作成。

(注) ()内は制定年で/[スラッシュ]のあとは全文改正の年を示す。

2. 高齢者の生活保障制度

2.1 雇用促進

定年は、国民福祉年金法（1973年、施行されず）制定当時、男性60歳で、女性については結婚退職を前提とした仕組みであったがその後の国民年金法（1988年）で55歳が、慣例であった。

高齢化社会の入り口に到達し、他方で国民年金が大企業から導入されたばかりであったため、高齢者雇用企業への奨励制度などを規定した高齢者雇用促進法が1991年に制定された（2008年に「雇用上年齢差別禁止及び高齢者雇用促進法」に改正）。

1997年末のIMF通貨危機による大量失業が発生し、整理解雇条件の緩和や非正規（期間制）労働の導入などによる雇用不安を背景として、高齢者も含めた雇用対策が重要課題となった。

そのため2003年7月、高齢者向け雇用創出事業に関わる「老人人力運営専担機構」の設置推進班が保険福祉部に設置され、2005年の老人福祉法改正で設置規定がおかれ、06年1月に「韓国老人人力開発院」が設立された。創設以来の卡存寛院長によると、目下、地方での事業拡張を課題としているとのことであった。⁷

雇用創出実績は2004年35,127人から、2007年11万人を超えている。内訳は、公益型、福祉型だけで9万人に達している（表4）。高齢者のほか、障害者や女性の雇用促進事業が期間制、時間性などの非正規労働の増加につながっている。

表4 老人雇用創出・提供件数

	2004 1)	2005	2006	2007
支援予算：百万ウォン 2)	29,238	40,764	108,667	158,970
合計実績：人	35,127	47,309	83,038	115,452
うち公益型	28,373	31,101	47,195	57,008
教育型	3,800	7,063	8,708	13,239
福祉型		4,581	17,809	32,424
市場型	1,748	3,633	7,459	2,516
人材派遣型	1,206	931	1,867	9,375
統合型 3)	-	-	-	890

(注) 1) 2004 年の公共参与型は公益型，公益講師型は教育型，市場参与型は市場型に対応。

2) 予算分担は，国庫 47%，地方費 53%。

3) 統合型は地方自治体の核心事業で，2007 年新設。

出所：韓国老人人力開発院[2008：68]。

ホームページ参照 (<http://www.kordi.or.kr/job/government.jsp>
2008 年 8 月 12 日アクセス)。

こうした雇用創出事業の成果のほか，現在の高齢者は農業や自営業が多く，年金制度が未整備なため，経済活動参加率，雇用率，失業率の数値は，先進諸国より良好なものとなっている（表 5）。

表 5 高齢者雇用状況（2006 年：％）

	韓国	日本	アメリカ	イギリス	オーストラリア	ドイツ	フランス	スウェーデン	OECD 平均
経済活動参加率	62.0	58.0	63.8	59.3	58.3	58.0	41.3	73.0	55.8
雇用率	60.6	66.1	61.8	57.4	56.7	52.0	37.9	70.1	53.4
失業率	2.2	3.4	3.1	3.3	2.7	11.8	6.6	3.9	4.1

(出所) e ナラ〔国〕資料 <http://www.index.go.kr/egams/default.jsp> (現出所は OECD, *Employment Outlook*, 2008) 2009 年 3 月 1 日アクセス。

2.2 所得保障：退職金と年金制度

韓国では，勤労基準法に退職金規定(1953 年制定当初から 63 年まで「解雇手当」)がおかれていた。法定(下限)支給額は，1 年勤続に対して退職前 3 ヶ月の平均賃金 30 日分(法定手当て等を含む)である。

勤労基準法は 1989 年以降，常時勤労者 5 人以上の企業に適用され，大企業の 3 割が労使協定などによって法定比率を上回る半面，1999 年現在，適用外(4 人以下企業)の非雇用者が約 220 万人(全体 9,463,590 人の 23.3%)に達し，適用企業でも非正規労働者は除外される。そのため，受給権者は賃金労働者の 48%にとどまり，また年俸制を採用する企業が 4 割に達しているほか，受給者の 53%が離職時の中間清算を選択するため，老後準備にはなっていない(禹 [2006：100])。

退職金制度改革は長年の課題であったが、雇用流動化政策の対価として、この規定を母体として2005年に勤労者退職給付保険法による企業年金制度が導入された。労使合意により、確定給付型又は確定拠出型を選択することができ、任意選択で「個人退職口座」に転職後も継続できる。また所得税を、一時金より年金に有利にすることで退職年金に誘導しているほか、全事業場に適用拡大が検討されている（金早雪[2007]）。

国民年金制度は、1973年法が石油危機で無期延期され、88年に導入され、98年の皆年金達成後、2008年から満額受給者が出る（表5）。

それに先立つ2004年、基金破綻や受給の不平等など「国民年金8つの謎」と題するネット記事を契機にアンチ年金／不払い騒動が起った。当初のスキームが大判振る舞いであったことと、予想外の少子高齢化で財政危機が当初2050年から2040年に早まると予想された。

紆余曲折を経て、2008年7月「年金国会」でようやく、基礎老齢年金、長期療養保険の導入とともに改正に至り、保険料は9%据え置き、給付水準を60%から段階的に2028年に40%にまで引き下げることとされた（金早雪[2008]）。なお、この改正の1カ月前には、外国人労働者への返還制度が新設されている。また、2009年2月には、「国民年金と職域年金の連携に関する法律」が制定され、統合が現実化しつつある。

表5 国民年金の加入者と受給者

		1988	1998	2007
加入者	計	4,432,695	7,126,307	18,266,742
	事業場	4,431,039	4,849,926	9,149,209
	地域：農漁村(1995-) 都市(1999-)		2,129,243	9,063,143
	任意	1,656	147,138	54,390
受給者	計	-	197,868	2,110,519
	1) うち老齢年金 2)	-	83,222	1,731,560

（出所）保健福祉部『保健福祉白書』[2007：458-459，461-462]。

（注）1）年金は、老齢、障害、遺族の3種で、このほか、一時金（障害、返還、死亡）支給制度がある。

2）老齢年金平均支給額は、1998年151.8万ウォン、2007年222.8万ウォンである。

2.3 ケアサービス： 施設保護から在宅ケアへ

従来，韓国の社会福祉施設は，無為無拓の孤児，孤老らへの生活扶助の場であったが，1970年代以降，居宅高齢者への多様なケア・ニーズが出始めた。ようやく社会保障基本法によって，社会保障に「福祉サービス」「福祉関連制度」が含められ，97年の老人福祉法改正で施設分類が整備された。同年の社会福祉事業法全文改正では，第1条（目的）に下記・下線部のように人間らしい生活をする権利や事業の透明性が付記された。

社会福祉事業に関する基本的事項を規定し，社会福祉を必要とする人の人間らしい生活をする権利を保障し社会福祉の専門性を高め，社会福祉事業の公正・透明・適切を期することによって社会福祉の増進に資すること。

2003年の一部改正では，末尾に「地域社会福祉の体系を構築することによって社会福祉の増進に資すること」が加えられた。

高齢者施設数は，2000年の住居・医療施設数249（現員13,740人）から，2007年現在，住居389施設（定員16,597人），医療1,186（同61,406人），在宅1,408施設（同72,563人），以上の合計2,992施設（同150,566人，高齢者約437万人の約3%）へと激増している。このほか，余暇施設では，地域の集会所にあたる「敬老堂」56,480箇所，老人福祉館211，老人教室1,082，休憩所4（計57,777箇所）である（保健福祉部より）。

注目されるのは，介護保険に相当する老人長期療養保険法の制定（2008年7月施行）である。概要は，給付対象者は，65歳以上または老人性疾患（認知症，脳血管症，パーキンソン病等）があり6ヵ月以上単独生活ができず長期療養判定委員会から52項目の点数化で1等級（最重症）～3等級（中等症）の判定を受けた者，給付は，施設療養，在宅給付（療養，入浴，看護，昼夜間保護，短期保護），または施設のない地域などでは家族療養費等の現金給付，国民健康公団が保険者で，保険料は健康保険料の一定率（大統領令で既定：現行約4%）を健康保険料とともに徴収するが，独立会計とする，財源は，保険料，国庫（保険料の20%と医療給付受給者の療養費100%），及び本人負担（施設20%，在宅15%，基礎保障受給者は無料，医療保障受給者は50%削減），国家資格・療養保護士は，認定教育機関で240時間（社

会福祉士の有資格者は 50 時間) の講習で取得できる, 政府・自治体に老人性疾患予防活動の義務化, などである(金早雪[2008: 296-298])。

介護福祉士に相当する療養保護士は, 政府認可施設での所定講習を受講すれば資格を取得でき, 受講生は主婦層が多い。日本と異なる点は, ケア・マネージャ制度がなく, 他方, 在宅派遣事業などの不正請求防止のために, 施設のパソコンデータが行政当局とつながっているなどある⁸⁾。

3. 高齢者の生活実態

禹[2006: 122]によると, 国民年金管理公団等の資料をもとに, 老後所得の確保手段は, 国民年金(予想所得代替率 25~34%), 退職年金(同 16~25%), 個人年金(10~20%)で, 3 つとも最高率なら 79%になるが, 個人年金の浸透率が低いため, 大方は 41~59%と推定され, OECD 平均 60~70%より 10~30 ポイントほど低いという。

表 6 にあるように, 高齢者の 34%が生活費を子女・親族に依存し(うち約半数は別居), 61%が本人または配偶者が勤労・事業所得などで捻出している。年金・退職金を収入源とする高齢者は, 6 割の 16%, 概算で 1 割程度に過ぎない。

表 6 生活費の工面方法(60歳以上対象: %)

		2005 年 全国	2007 年		
			全国	洞部(都市)	邑・面部(農村)
本人・配偶者		59.1	61.3	59.2	66.0
内 訳 100 %	勤労・事業所得	66.1	65.0	56.5	81.7
	年金・退職金	14.6	16.2	20.4	7.8
	財産所得	11.5	11.3	14.2	5.6
	預金	7.8	7.5	8.9	4.8
子女・親戚		36.2	34.1(注)	36.6	28.7
政府・社会团体		4.5	4.4	4.1	5.2
その他		0.2	0.1	0.1	0.0

(出所) 統計庁『社会統計調査報告書』[2007: 160-161]。

(注)「子女・親戚」(全国)の内訳は, 同居 53.3%, 別居 46.7%である。

国民基礎生活保障受給者は(表7),2007年現在146万人(受給率3.1%)で,性別・年齢階層別では,60歳以上・女性が22%,同・男性が8.8%,高齢者は計45万人(31.1%)である。高齢者の約1割が受給者である。

表7 国民基礎生活保障受給者(2007人:人,%)

	男性	女性	計
19歳以下	212,871	206,359	419,230
%	14.5	14.1	28.7
20~50代	281,414	308,081	589,495
%	19.2	21.1	31.1
60代	128,115	326,300	454,415
%	8.8	22.3	31.1
計	622,400	840,740	1,463,140
%	42.5	57.5	100.0

(出所)保健福祉家族部・統計ポータル <http://stat.mw.go.kr/> (2009年3月3日アクセス)。

従来,無拠出の老齢手当て/敬老年金は,65歳以上の生活保障受給者などに月額3~6万ウォンが支給されており,2007年度の場合,生活保障受給者40万人など61万人(高齢者の15%程度)が対象であった。

これを拡充する無拠出年金法案は1996年から国会に上程されてきたが,2007年7月の「年金国会」で,基礎老齢年金法として日の目をみた。敬老年金からの改訂点は,支給対象を高齢者の所得下位4~6割程度に広げ,支給額も月10万ウォン前後にまで引き上げることで大筋合意されていた。最後の争点は,予算2兆4000~8000ウォンで,広く少なくするか,狭く多くするかであった。

決定内容は,年末の大統領選挙が意識されたせいから「広くさほど少なくなく」であった。すなわち所得下位60%相当にいきわたるよう,財産を換算・参入した「所得認定額」が単身者40万ウォン以下,夫婦64万ウォン以下(満額支給は,各30万ウォン以下,48万ウォン以下)を対象に,支給額は,導入当初,国民年金加入者の平均所得の5%相当(約8万4000円)から段階的に10%(上限は単身者8万4000ウォン,夫婦13万4000ウォン)である。年齢条件は,2008年1月から6月までは70歳以上,7月以降65歳

以上である。支給には、「支給申請書」、「金融情報提供同意書」(所得・財産の電算照会ができない場合は別の書類)などを付した申請を要する。

国民基礎生活保障法の2000年施行以来、高齢者の生計扶助制度は相当に改善されたが、独居老人の自殺が急増している。2005年現在、人口10万人当たりの自殺率は26.1人だが(2007年23.8人、日本は24.0人)、60~64歳48.0人、65~69歳62.6人、そして80~85歳は127.1人にもものぼる。

統計庁の65歳以上対象アンケートでは(2007年、重複回答)、受けたサービスは、健康診断40.4%、看護サービス21.5%、就労斡旋12.0%、家事サービス8.1%、余暇プログラム7.7%、特になし23.2%である。

家事や余暇サービスが低いのは、そうした家庭や私的領域のケアが、家庭外(市場、国家)に依存するという考え自体を、現在の高齢者世代が有していないことも一因と考えられる。

療養保険の開始とともに、都市部だけでなく地方でも昼食サービスなどのデイケアや余暇福祉施設が叢生しつつある。その1つとして、韓国で最も高齢化率の高い全羅南道の大規模な民間病院は、病棟ビル5~7階(階ごとに男女別)が高齢者療養施設で、隣接する高興郡福祉タウン/高興郡老人福祉会館には、パソコン教室、健康増進ルーム、敬老堂(利用者の要望で男女別)、体育館兼講堂など、多様な生活・余暇ニーズに対応している。マイクロバスでの送迎に始まり、これら施設利用要はすべて無料とのことである⁹。

このように、これまで家族(たいていは長男の妻)が担ってきた無償介護労働が国費での市場化がなされるなど、高齢者の生活・福祉も大きく変貌しつつある。



左は全羅南道高興郡老人福祉会館のパソコン教室、中央は同、健康増進室、右は順天総合福祉会館の療養保護士講習(いずれも2008年9月4日筆者撮影)。

おわりに

高度成長の目的は先進福祉社会の形成であった。90年代半ばから劇的な福祉転換は、先進国の研究成果や各種諸制度・ノウハウの吸収となって現れている。その推進軸は、20世紀の不幸な民族史を経て勝ち取った人権・連帯思想と主権在民思想であったが、他方、敬老孝親による家族制度維持を基本とすることに揺るぎはない。少子高齢化を前提とする「質の世界化」「生産的福祉」は、年金・政府財政や経済の破綻回避が成否の鍵の1つであるが、普遍主義福祉の検証では、高齢者に関わる社会的・階層的排除の構造や、心のケアに関わる宗教・文化なども、今後の考察課題である。

参考文献

日本語

金成垣（キム・ソンウォン）[2008]『後発福祉国家論』東京大学出版会。

金早雪（キム・チョソル）[2008]「大韓民国」, 萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑 2008』旬報社, pp.275-329。

[2007]「韓国の先進国化過程における労働と福祉の位相」, 宇佐見耕一編『新興工業国における雇用と社会保障』アジア経済研究所, 第5章, pp184-224。

[2008]「大韓民国」, 萩原康生・松村洋子・宇佐見耕一・後藤玲子（編集代表）『世界の社会福祉年鑑 2008』旬報社, pp.275-329。

[2009 近刊]「韓国における生存権保障政策の展開」, 鹿児島国際大学『地域社会研究』第10号（故本多健吉教授追悼号）。〔2009年3月4日校了〕

金永子（キム・ヨンジャ）[2008]『韓国の福祉事情』新幹社。

森幹郎[1976]『日本人の老後』日本経済出版社。

韓国語（出版地はソウル）

国民年金管理公団[1998]『国民年金十年史』

金ジョンオ[1980]『夫と妻のための老年学』ソグアン社。

金兌玄（キム・テヒョン）[1994]『老年学』教文社。

大韓老人会, 韓国老年学会（共編）[1988]『（老人政策討論會）高齢化社会 對備 老人問題 解決案』。

閔載成ほか[1986]『国民年金制度ノ基本構想ト経済社会波及効果』韓国開

発研究院。

朴チャソンほか[2002]『韓国老人福祉論』ハクジ社。

石鍾旭，鄭匡培，文承柱[2001]『国民年金基金運用評価』韓国保健社会研究院。

申東恵（訳）[1979]『老人福祉施設』産業図書出版公社。

禹（ウ）スンホ[2006]『老後設計白書』Human & Books。

尹（ユン）キョンナムほか 1993『老年学（学びましょう）』ホンソン社。

尹朝徳（ユン・ジョドク）[2006]「韓国における社会政策学の可能性」，『東アジアにおける社会政策学の展開』法律文化社，pp.41-60。

尹錫明（ユン・ソンミョン）[1998]『国民年金基金改善方案』韓国保健社会研究院。

鄭敬培（チョン・キョンベ）ほか[2001]『公的年金制度改善方案研究』韓国保健社会研究院。

韓国老人人力開発院 / カ在寛[2008]『第 1 期（2004～2007）老人イルジャリ〔就労〕事業白書』。

韓国保健社会研究院[1990]『老年学文献目録』。

韓国保健福祉家族部 <http://www.mw.go.kr/front/sch/search.jsp>

韓国老年学会 <http://www.tkgs.or.kr/index.asp>

英語

Cowgill, Donald O. and Lowell D. Holmes ed. [1972] *Aging and modernization*, New York: Appleton Century Crofts.

Davis, H. Richard [1980] *Television and the aging audience*, [cover art and ill. by Petra Goldberg], California : Ethel Percy Andrus Gerontology Center, University of Southern California.

Estes, Carroll L., and Associates [2001], *Social Policy and Ageing: A critical Perspective*, Thousand, London: Sage Publications.

Georgia M. Barrow and Patricia A. Smith; with cartoons by B " ulb " ul [1979] *Aging, ageism and society*, St. Paul: West

Won, Young Hee() and Mo Seon-Hee() [2008] "Analysis of Sociological Research Trends in Journal of the Korean Gerontological Society", *Journal of the Korean Gerontological Society*, (創立 30 周年記念論文集) : 753 ~ 772 , Seoul.

Walker, Alan [2006], "Reexamining the political Economy of Aging: Understanding the Structure/Agency Tension", Jan Baars et.al. ed., *Aging, Globalization and Inequality: The New Critical Gerontology*, Amityville, New York: Baywood Publishing, 59-80.

付記：本稿は、本研究会からの訪韓調査派遣（2008年8月30日から9月6日）の成果の一部です。派遣調査にあたって、宇佐見耕一氏、近田亮平氏始めとするアジア経済研究所の関係各位と、貴重な時間を割いて訪問インタビューに応じて頂いた各位に深謝申し上げます。

¹ 韓国の男子は、兵役（かつては3年、現在は約2年）のため、労働市場参入はその年数だけ遅れる。

² <http://www.nl.go.kr/>

³ 1971年設立のソンシム慈善病院を母体に、82年に基礎教育学部と短大から出発し89年に総合大学となった

<http://www.hallym.ac.kr/main.html>

⁴ オリニ（児童）憲章は1955年5月に制定されている。

⁵ 経費負担方法が問題になる理由は、社会保障に関する法律（1963年）は、施設入所者イコール生計扶助受給者と捉えて、社会保障（社会保険と無償公的扶助）は国庫負担とするという規定がおかれていた。ケア・サービスを提供する施設が現実に出てきたため、社会福祉辞意業法とともに改正された。金泳三政権の社会保障基本法案は、社会保障に関する法律のこうした非現実的な内容を、実態に即したものに改訂することが所期の目的であったと考えられる（金早雪[2009]）。

⁶ 2007年には「家族親和社会環境の造成に関する法律」が制定された。

⁷ 2008年9月5日インタビュー。

⁸ 順天大学の朴玉任教授のご紹介で、順天総合福祉会館館長／全南社会福祉協会長の尹（ユン）ドンソン氏からの聞き取りによる（2008年9月4日）。

⁹ 福祉チーム長・朴セヨン氏の談（同上）。同館のダンス教室と、ソウル市内の福祉法人・幸福創造（代表は日本で福祉学を専攻された金玄勲氏）のデイケア風景は、金早雪[2008：297]に掲載。